

小山市立間々田中学校

部活動等のガイドライン

<p>学校の教育目標</p>	<p>【学校教育目標】 合い言葉『一生懸命』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「優しく」 思いやり助け合う生徒 ・「賢く」 主体的に学ぶ生徒 ・「逞しく」 根気強く健やかな生徒 <p>【学校教育目標と運動部活動との関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康・安全と体力の向上に心がけ、望ましい人間関係の構築・競技力の向上に努める。 ・生徒たちが自ら気づき、考え、行動できるよう自主性・主体性を伸ばす指導をする。 <p>【部活動の教育的意義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年・学級の所属を離れ、同じ興味・関心をもつものが集まり、集団生活の規律を守りながら、互いに協力しあって友情を深め、好ましい人間関係を育成する。 ・健康増進や情操の育成を図りながら、体力・技術・記録の向上を目指し、生徒の個性・能力の伸長を図る。 ・教員等の指導の下に、自発的・自主的に活動し、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、技能の向上や達成感、楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす。
<p>部活動の基本方針</p>	<p>【学校の部活動等に係るガイドライン】</p> <p>1 適切な運営のための体制整備</p> <p>(1) 活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①年間計画、練習計画は各部で定める。月別練習計画を毎前月末までに作成し、事務主任・管理職に提出して承認を得る。また、実績を次の月に管理職に報告する。 ②活動時は原則顧問が直接指導に当たり、都合のつかない場合は活動しない。 ③活動時間及び下校時刻を厳守する。 ④始業前の活動（朝練）について <ul style="list-style-type: none"> ・学校生活に影響しないように配慮する。 ・朝練の際は、直接各部の顧問が部室の鍵を渡す。顧問不在時は活動不可。 ・実施にあたっては、保護者に対して十分な説明を行い、理解と協力を得て行う。 ・朝練習の実施時間は、1日の練習時間に含めるものとする。 ⑤放課後の練習終了時は顧問が直接下校指導にあたり、下校時刻までに完全に下校させる。また「延長同意書・延長許可願」を使用し、保護者の同意を得て、管理職の承認を得た部については30分程度の延長練習を認める。(大会等10日前より)

(2) 練習試合や大会等の生徒引率について

- ①集合場所と解散場所は学校を原則とし、必ず顧問が直接引率指導を行う。
- ②保護者による送迎は、原則個人での送迎とする。都合がつかない場合は、双方の同意のもと、保護者間で乗り合いの調整を行う。
- ③原則公共の交通機関を利用する。(保護者送迎等、他の交通手段を利用する場合は、管理職の許可を得ること。特に、結城・古河・足利近隣を除く県外への遠征に当たっては、特別な事情のない限り、保護者の送迎は行わない。)
- ④学体連以外の協会や個人が主催する大会や練習会への参加については、大会要項を管理職に回議し、参加の許可を得て参加すること。また、学体連以外の大会への参加については、年間10回程度までとする。

●中学校体育連盟主催大会(学体連関係)

- ・支部大会 ・総合選手権大会
- ・地区総体(駅伝も含む) ・県総体(駅伝も含む) ・関東大会(駅伝も含む)
- ・全国大会(駅伝も含む) ・地区新人大会 ・県新人大会
- ・卓球の地区新人大会に出場するための支部予選

2 部活動における安全管理の徹底

(1) 部活動の見守りについて

<ねらい>

- ①生徒や保護者が安心して安全に活動できる環境を提供する。
- ②丁寧な見守りにより、部活動中のいじめ・怪我・トラブル等を未然に防止する。

<共通理解事項>

- ①各部に顧問は複数いるので、同じ部の顧問同士で連携を図り、生徒の活動時に教員がついていないということがないようにする。顧問が誰も出られない日は原則活動しない。
- ②活動終了後は全ての部員が下校するまで下校指導にあたる。

(2) 熱中症予防について

熱中症事故を予防するために、高温・多湿においてはWBGT計を使用し、原則的にWBGT 31°以上は部活動を中止とする。やむを得ず部活動を実施する場合は、熱中症を予防するため、練習を短時間で区切るなどして休憩時間を十分に確保し、健康観察を適切に行う。

3 合理的で効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ①生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ②合理的な指導方法の積極的な導入等により、休養を適切に取り入れつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ③部活動顧問会議において、専門的知見を有する教師の講話を聴き、練習に取り入れ

- る等、顧問間で研修し指導力向上を図る。
- ④部活動顧問会議を開き、他の部活動の取組を共有することで、指導力向上を図ったり、顧問で連携・協力し、問題解決にあたりたりする。
 - ⑤必要に応じて部活動指導員の認容を検討する。
 - ⑥中央競技団体が作成した指導手引きの積極的に活用し指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

(1) 休養日について

- ①始業前の活動（朝練）の活動回数は週に最大4回までとし、週に一度は朝練を行わない日を部活動ごとに設ける。また、1年生は4・5月の朝練は行わない。
 - ②平日は、原則として水曜日をノー部活デーとする。
 - ③原則として、週に一度、土・日曜で練習を行わない日を、各部活動の実情に照らして設ける。（ただし、大会等への参加や直前練習においてはその限りではないが、休日2日続けての練習・練習試合を行うのは「やむを得ない場合」に限られ、月に2回までとする。ここで言う「やむを得ない場合」は学体連主催の大会への参加である。実施する場合、管理職の承認を得るとともに、後日代わりの休養日を設ける。）
 - ④3日以上休日が続く場合は、練習・練習試合のいずれの場合であっても、原則的に活動2日に対して1日の休養日を設けることとする。大会への参加でやむを得なく3日間活動した場合は、別の休日に振替の休養日を設定する。なお、平日1日、休日1日以上以上の休養日を設ける規定には変わりはない。
 - ⑤定期テスト3日前及び期間中の活動は中止とする。
- ただし、大会等への参加のある場合は、「活動同意書・活動許可願」を使用し、保護者の同意及び管理職の承認を得て、1時間程度の練習をすることができる。

(2) 活動時間について

- ①原則として長くとも平日は2時間程度、学校の休業日並びに長期休業中は3時間程度とする。
- ※1学期中の平日における活動時間は、週に8時間を超えないようにしながら、弾力的に運用しても良いこととする。運用にあたっては、管理職の承認を得て実施する。なお、平日に3時間を超える練習時間を設定することはできない。
- ②活動時間に休憩時間や準備・片付けの時間は含まれない。ただし、準備・片付けの所要時間は合わせて20分以内とする。

(3) 始業前の朝練習について

朝練習は7:00～7:35までとする。

ただし、朝練習の集合時間を、6:45以降とする。

(4) 放課後の練習について

開始時刻 A日課 5校時(清掃なし) 15:00 6校時 16:20

B日課 5校時(清掃なし) 14:35 6校時 15:50

※その他の日課の場合、都度協議し定める。

終了時刻(最長練習時刻)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1週～	18:00	18:30	18:30	18:30	18:30	18:00	17:30	17:00	16:45	16:45	17:15	17:45
3週～	18:15					17:45	17:15	16:45		17:00	17:30	

※下校完了時刻は15分後とする。

後片づけに時間のかかる部は、早めに活動を終了させるなど、下校完了時刻に遅れないこと。

(5) 日曜・祝日、長期休業中の終了時間について

休日等の終了時間については別に定める。長期休業中の休養日についても、平日1日、休日1日以上以上の休養日を設ける。また、学校閉庁日期间(8/13～16、12/29～1/3)は、全国大会出場を控えている場合を除き、活動はしない。

5 その他

<諸規定>

- ①顧問は部室等を適切に管理し、適切に使用させるよう努める。
- ②部の新設や廃止については、指導教師の有無や生徒の実態を考え、職員会議で協議する。
- ③休日等の活動計画の作成に当たっては、生徒が地域行事や家族と過ごす時間等をできるだけ優先できるように配慮する。
- ④関係団体との行事、祝勝会等に参加する場合は、事前に管理職に報告する。
- ⑤休日の部活動は、平日の学校生活と同様に、登下校の際は学校で認められた靴を履くこととする。

<物品購入及び部費について>

- ①個人で使用する用具やユニフォーム等の一括購入は必要最低限のものとし、管理職の許可を得て発注する。1年生については、正式入部後に購入する。
- ②部活動毎の生徒会予算・小山市費は部員全員に還元できるように、四半期ごとに執行状況を確認しながら執行する。
- ③各部ごとに部費を徴収する場合には、保護者の管理の下行う。